

## 資料 3-2

# 「自給飼料用作物の農薬登録に係る検査基準の見直し及び家畜代謝・残留試験ガイドラインの導入について（案）」へのメンバーからの質問・意見・修正案

### はじめに

【鬼武メンバー】 →修正案

「試験（家畜代謝・残留試験）成績」は「試験（家畜代謝・家畜残留）成績」とする。

### 1. 飼料用作物の農薬登録に係る検査基準の見直しについて

【畜産振興課】 →意見

（意見）

最大給与割合から飼料用ライ麦が追加されているが、栽培管理や利用方法等について同様な飼料用えん麦と一体的に扱う等、作物区分を検討すべき。

（理由）

飼料用えんばくと栽培管理や利用形態等はほぼ同等であることから、農薬残留におけるリスク面から一体的に扱っても支障がないものと考えられる。従って飼料用えんばくとライ麦は今回の制度見直しの一つである作物のグループ化を図るべきである。

このことは、飼料用ライ麦は平成21年作付面積で938haと作付面積が少ない状況にあり、生産量に対する効率的な制度とするためにも重要。

### 2. 飼料用作物の範囲の変更等について

【畜産振興課】 →意見

（意見）

稲WCS、子実（粳米）、わらの例数を導く説明文として、以下アンダーライン部分を追加する。

食用と飼料用の両方に利用される作物（子実が利用される作物）の飼料用に係る試験例数及び副産物が利用される食用作物の飼料用に係る試験例数は、原則として当該作物の食用に係る試験例数に準拠する。但し、当該作物及び副産物の飼料用への生産利用数量が明らかである場合には飼料用の生産利用数量に基づき試験例数を設定する。

**【畜産振興課】 →意見**

(意見)

食用と飼料用の両方に利用される作物は、双方での利用に必要なデータを求めることを原則とするので、以下を削除する。

※ ~~飼料として利用しない場合は食用にかかる試験のみを行えばよい。~~  
~~飼料として利用する場合でも、例えば、子実（粳米）及びわらのみの利用であれば、子実（粳米）及びわらにかかる試験のみを行えばよい。~~

**【鬼武メンバー】 →修正案**

「気象条件や土壌条件等を考慮する必要がないため（試験環境の違いを考慮する必要がない）」は、「気象条件や土壌条件の試験環境の違いを考慮する必要がないため、」とする。

### 3. 家畜代謝試験について

**【畜産振興課】 →意見**

(意見)

国内の草体を利用する作物については、家きん類には給与される実態がないことから、採卵鶏の代謝試験は不要であり、その旨記載をすべき。

(理由)

草体を利用する作物については、家きん類には給与されないことから、採卵鶏の代謝試験は不要と考える。

アルファルファについて、国産のアルファルファは主にサイレージが地域段階で牛に給与されている状況であり、国産を原料としてミールを商業ベースで製造している実態及び施設はない。一方、国内のブロイラー生産において、アルファルファミールを給与することがあるが、これは海外においてペレット又は乾燥粉末に加工された製品が輸入されたものであり、100%輸入原料である。

### 4. 家畜残留試験について

**【鬼武メンバー】 →修正案**

「US EPA ではMeat/milk/poultry/eggs, feeding study」の後に、「(食肉/乳/家きん/卵 飼養試験)」の追記。

### 5. 搾乳牛及び採卵鶏以外の家畜の残留濃度への外挿について

**【鬼武メンバー】 →修正案**

豚の場合、なぜ豚だけに適用するかの理由の注釈が必要ではないでしょうか。

## 6. 本ガイドライン施行後の試験成績の要求基準について

### 【服部メンバー】 →意見

既登録農薬については、別紙6で新規剤よりデータ要求の軽減が図られています。一方、別紙9のとおり、LogPo/wにかかわらず、飼料作物への残留が極めて少なく畜産物への残留が想定されない場合があります。

したがって、予想飼料最大負荷量が極めて小さく畜産物への残留が想定されない場合にはLogPowに係らず試験不要とする考え方を別紙6のデータ要求の判断基準に追加すべきと考えます。

### 【服部メンバー】 →意見

ガイドライン案 別紙6の既存農薬の当面の対応案で、「予想飼料最大負荷量」の区分の見直しを提案します。

ガイドライン案 別紙9によると、予想飼料最大負荷量が0.1 ppm以下で、LogPo/wが4未満であれば畜産物に0.01 ppm以上の農薬残留はしないと判断できます。

従って、別紙6の数値「0.05ppm」を「0.1ppm」にしても妥当と考えます。

### 【藤田メンバー】 →意見

評価スキームでは、飼料作物に対してわずかでも残留が認められれば家畜代謝試験等を求めることとなっています。一方、飼料作物の残留試験は複数を要求することになっており、ある試験においては<0.01、別の試験では0.01という事態も想定されます。こうした場合に、単純に残留ありと判定するのはどうかと思いますし、これら残留レベルが極めて低い場合の判断基準については、

【参考】家畜代謝試験及び家畜残留試験のデータ要求基準 におけるEUの足切り規定のような考え方を導入しても、当面の安全確保上問題になることはないと考えます。必要があれば、今後の国産飼料自給率の推移に応じて見直していけばよいと思います。

### 【服部メンバー】 →意見

ガイドラインの導入について(案) 「3. 家畜代謝試験について (2)試験の実施が必要となる条件」では、「飼料用作物への残留性試験において、飼料用作物に残留が認められる場合には、家畜代謝試験を行う」とされています。

しかしながら、飼料作物への残留が極めて少なく、予想飼料最大負荷量が小さいことから畜産物への残留が想定されない場合、家畜代謝試験は不要と考えます。

なお、EUでも予想飼料最大負荷量が0.1 ppm未満であれば代謝試験を要求していません。

## 7. 本ガイドラインの施行時期（経過期間の設定）について

特になし